

# **年金記録訂正請求に係る答申について**

**関東信越地方年金記録訂正審議会**

**(東京都担当部会)**

**平成 28 年5月 18 日答申分**

## **○答申の概要**

**(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 5件**

**厚生年金保険関係 5件**

**(2)年金記録の訂正を不要としたもの 4件**

**国 民 年 金 関 係 4件**

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1501736 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1600030 号

## 第1 結論

請求者のA社における平成17年7月10日の標準賞与額を2万6,000円に訂正することが必要である。

平成17年7月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成17年7月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 24 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 17 年 7 月 10 日

B厚生年金基金からの連絡により、A社に勤務していた期間のうち、請求期間の賞与の記録がないことを知った。厚生年金基金には賞与の記録があるが、国の記録にはないので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された「2005年夏期賞与」と記載された賞与明細書、B厚生年金基金から提出された加入員賞与標準給与支払届及び賞与異動記録により請求者は、平成17年7月10日に同社から賞与を支給され、標準賞与額（2万6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成17年7月10日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないとから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500833 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1600031 号

## 第1 結論

請求者のA社における平成15年12月25日の標準賞与額を19万円に訂正することが必要である。

平成15年12月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年12月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和34年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成15年12月25日

A社に勤務した期間のうち、請求期間に支給された賞与の記録が漏れていますので、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者の取引金融機関の回答、同僚から提出された「2003年 賞与2 明細書」及びA社の事業主の回答から、請求者は、平成15年12月25日に同社から賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、平成15年12月25日に係る標準賞与額については、請求者の取引金融機関の回答及び同僚から提出された「2003年 賞与2 明細書」から、19万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成15年12月25日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1501063 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1600032 号

## 第1 結論

請求者のA社における平成15年12月25日の標準賞与額を24万3,000円に訂正することが必要である。

平成15年12月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年12月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和35年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成15年12月25日

A社に勤務した期間のうち、請求期間に支給された賞与の記録が漏れているので、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者の取引金融機関の回答、同僚から提出された「2003年 賞与2 明細書」及びA社の事業主の回答から、請求者は、平成15年12月25日に同社から賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、平成15年12月25日に係る標準賞与額については、請求者の取引金融機関の回答及び同僚から提出された「2003年 賞与2 明細書」から、24万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成15年12月25日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1501055 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1600033 号

## 第1 結論

訂正請求記録の対象者の A 社 B 支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和 19 年 7 月 5 日から同年 9 月 1 日に訂正し、同年 7 月及び同年 8 月の標準報酬月額を 110 円とすることが必要である。

昭和 19 年 7 月 5 日から同年 9 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が訂正請求記録の対象者に係る昭和 19 年 7 月 5 日から同年 9 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名（継柄） : 女（妻）

基礎年金番号 :

生年月日 : 大正 7 年生

住所 :

### 2 被保険者等の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 大正 4 年生

### 3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 19 年 7 月 5 日から昭和 21 年 4 月 1 日まで

私の夫（訂正請求記録の対象者）は、大学卒業後に A 社に入社し、戦後、会社が解体されるまで勤めていたが、請求期間の厚生年金保険の加入記録がない。同社では B 支店に勤務していたほか、戦争中は C 地区の事務所で D 業務をしていたので、請求期間について厚生年金保険被保険者資格の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

1 請求者は、訂正請求記録の対象者が A 社に入社し、同社 B 支店に勤務していたほか、C 地区の事務所で仕事をしていた旨陳述しているところ、同社 B 支店は健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、請求期間において厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できる一方、同社 C 事務所は、オンライン記録及び適用事業所検索シ

システムにおいて、厚生年金保険の適用事業所であった記録が確認できない。

- 2 請求期間のうち、昭和 19 年 7 月 5 日から同年 9 月 1 日までの期間について、E 社（A 社の書類の一部を保管している事業所）から提出のあった人事記録によると、訂正請求記録の対象者は、当該期間に A 社 B 支店員として勤務していたことが確認できる。

また、上記人事記録によると、訂正請求記録の対象者は、昭和 15 年 4 月 1 日に A 社 B 支店員となり、昭和 19 年 9 月 1 日に依頼休職するまでの期間に、退職、休職等の記録はなく、当該期間に厚生年金保険料が控除されない特段の事情は見当たらない。

さらに、A 社 B 支店に係る被保険者名簿において、訂正請求記録の対象者と同様に二度の加入記録が確認できる同僚の人事記録によると、昭和 20 年 8 月 2 日に休職したことが確認できるところ、当該同僚の休職日と厚生年金保険の資格喪失日は一致していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者は、昭和 19 年 7 月 5 日から同年 9 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、昭和 19 年 6 月の厚生年金保険の記録から、110 円とすることが妥当である。

なお、事業主が訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A 社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることから、事業主は所在が判明せず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

- 3 請求期間のうち、昭和 19 年 9 月 1 日から昭和 20 年 9 月 11 日までの期間については、上記人事記録によると、訂正請求記録の対象者は、当該期間に A 社 B 支店を依頼休職し、「C の F 事務所」に「嘱託」として勤務したことがうかがえるところ、オンライン記録及び適用事業所検索システムにおいて、「F 事務所」が厚生年金保険の適用事業所であった記録が確認できない上、A 社 C 支店で厚生年金保険の加入記録がある者は、訂正請求記録の対象者を知らない旨、また、C 地区に「F 事務所」という軍の施設はあったが、同社とは別の組織で交流はなかった旨回答している。なお、同社 C 支店に係る被保険者名簿においても、訂正請求記録の対象者の氏名は確認できない。

また、請求期間のうち、昭和 20 年 9 月 11 日から昭和 21 年 2 月 10 日までの期間については、上記人事記録によると、訂正請求記録の対象者は、A 社で「予備」を命ぜられたことがうかがえるところ、前述の同僚に係る人事記録において、「予備」を命ぜられた旨の記録がある期間の厚生年金保険の加入記録はないことが確認できる。

さらに、請求期間のうち、昭和 21 年 2 月 10 日から同年 4 月 1 日までの期間については、上記人事記録によると、訂正請求記録の対象者は A 社 B 支店員として勤務したことが確認できるところ、前述の同僚に係る人事記録においても当該期間に同社 B 支店員として勤務したことが確認できるが、当該同僚も訂正請求記録の対象者と同様に、同年 4 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、当該期間の加入記録はないことが確認できる。また、同社 B 支店に係る被保険者名簿において、昭和 20 年 4 月 1 日から昭和 21 年 4 月 1 日までの期間に資格取得した者はいないことが確認できる。

このほか、訂正請求記録の対象者の請求期間のうち昭和19年9月1日から昭和21年4月1日までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険被保険者として請求期間のうち昭和19年9月1日から昭和21年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1501572 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1600034 号

## 第1 結論

請求者のA社における平成 16 年 8 月 2 日の標準賞与額を 20 万 4,000 円、平成 16 年 12 月 1 日の標準賞与額を 18 万 6,000 円に訂正することが必要である。

平成 16 年 8 月 2 日及び平成 16 年 12 月 1 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 16 年 8 月 2 日及び平成 16 年 12 月 1 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 25 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 16 年 8 月 2 日  
② 平成 16 年 12 月 1 日

厚生年金基金からのお知らせにより、A社に勤務した期間のうち、請求期間の標準賞与額の記録がないことを知った。調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された給与支給明細書、平成 25 年 6 月 19 日付けで A 社のタクシー事業部門を統合し、同社が保有していた資料をすべて引き継いだとする B 社から提出された所得税源泉徴収簿兼賃金台帳並びに C 厚生年金基金から提出された加入員賞与標準給与支払届及び賞与異動記録により、請求者は、平成 16 年 8 月 2 日に 20 万 4,000 円、平成 16 年 12 月 1 日に 18 万 6,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A 社及び B 社は、平成 16 年 8 月 2 日及び平成 16 年 12 月 1 日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1501693 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 1600005 号

## 第1 結論

昭和 45 年＊月から昭和 51 年 9 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 25 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 45 年＊月から昭和 51 年 9 月まで

私は、20 歳からの未納期間の国民年金保険料をその当時の保険料額で遡って納付することができる旨の案内が何度も届いていたため、昭和 49 年から昭和 50 年にかけて 20 歳からの未納期間の保険料を 2 回か 3 回に分けて銀行で納付した。元夫の未納期間の保険料についても、私の保険料を納付した後に遡って納付した。納付額は、結構な金額だった記憶がある。遡って納付した後は、口座振替又は納付書により夫婦二人分の保険料を市役所出張所で納付期限内に納付していた。請求期間の保険料が未納とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、20 歳からの未納期間の国民年金保険料をその当時の保険料額で遡って納付することができる旨の案内が何度も届いていたため、昭和 49 年から昭和 50 年にかけて 20 歳からの未納期間の国民年金保険料を 2 回か 3 回に分けて納付した旨陳述しているところ、請求者が 20 歳からの未納期間の国民年金保険料を当時の保険料額で納付しようとした場合、昭和 49 年から昭和 50 年までの時点では、請求期間のうち一部の期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、昭和 49 年 1 月から昭和 50 年 12 月までの間に第 2 回目の特例納付制度が実施されていたことから、請求者が、昭和 49 年から昭和 50 年にかけて請求期間のうち昭和 45 年＊月から昭和 48 年 3 月までの国民年金保険料を納付することは可能であったものの、当該特例納付制度の保険料額は、一律 900 円（月額）であったことから、請求者が当時の保険料額で納付したとする主張とは符合しない。

さらに、請求者は、請求者の元夫の国民年金保険料についても、請求者と同様に納付した旨陳述しているところ、元夫についても、20 歳となった昭和 42 年＊月から昭和 51 年 9 月まで期間のうち、昭和 46 年 4 月から同年 6 月までの期間及び同年 9 月から昭和 47 年 3 月までの期間を除い

た期間については、国民年金保険料は未納である。

そのほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1501780 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 1600006 号

## 第1 結論

昭和 39 年 7 月から昭和 47 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 17 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 39 年 7 月から昭和 47 年 3 月まで

私は、会社を退職した直後の昭和 39 年 7 月に A 市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を送付された納付書により納期限内に定期的に納付していた。

請求期間の保険料が未納とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者の国民年金手帳記号番号（以下「記号番号」という。）は、請求者に係る国民年金手帳記号番号払出簿の払出年月日が昭和 47 年 9 月 4 日と記載されており、戸籍の附票によれば、請求者の住所地は昭和 41 年 12 月から平成 2 年 3 月まで A 市であり、請求者は請求期間前から同市に居住していた旨陳述していることから、上記記号番号とは別の記号番号が払い出されていたとは考えにくい上、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索においても上記記号番号とは別の記号番号を確認することができないことから、請求者の国民年金の加入手続は昭和 47 年 9 月頃行われたものと考えられ、昭和 39 年 7 月に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納期限内に定期的に納付していたとする請求者の主張と符合しない。

そのほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1501827 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 1600007 号

## 第1 結論

昭和 61 年＊月から平成 2 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 41 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 61 年＊月から平成 2 年 3 月まで

昭和 61 年＊月（20 歳）から平成 2 年 3 月（23 歳）までは、A 県で学生生活を送っていたが、私の国民年金の加入手続は、母が行い、学生時代（20 歳になる直前）に、公衆電話口で母から、請求期間の国民年金保険料については母が納付しておく旨伝えられたことを記憶している。請求期間の国民年金保険料の納付記録がないことに納得できない。調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者が 20 歳に到達した昭和 61 年＊月頃に国民年金の加入手続が行われた場合には、請求者に対して国民年金手帳記号番号（以下「記号番号」という。）が払い出されることになるが、社会保険オンラインシステムによる氏名検索では、請求者に係る記号番号を確認することができない。

また、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたとする請求者の母親は、請求期間の保険料を B 市にある郵便局で現金で現年度納付した旨陳述しているが、同市では、請求期間当時、郵便局では国民年金の現年度保険料を納付できなかった旨回答している。

さらに、請求者の母親が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京) (受) 第 1501651 号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京) (国) 第 1600008 号

## 第1 結論

昭和 37 年 9 月から昭和 47 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 12 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 37 年 9 月から昭和 47 年 3 月まで

A 市から B 市に転入して 1 年を経過した頃で次女が生まれる前の昭和 40 年 \* 月頃に B 市役所から連絡があり、市役所で「今、国民年金保険料を納付してもらえば、安く納付することができ、通算して全額納めたことになります。」と説明を受け、その頃から請求期間の国民年金保険料を、夫の国民年金保険料と一緒に納付し始め、10 回まではなかったと思うが、何回かに分けて納付した。1 回あたり 3 万円位の国民年金保険料を納付した記憶もある。また、市役所では、将来の国民年金保険料を納付するように言われ、納付した記憶もあるが、いつ請求期間の国民年金保険料を納付し終えたかは覚えていない。請求期間が未納となっているので、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、請求期間の国民年金保険料を昭和 40 年 \* 月頃から納付し始めたとしているが、同時点では、請求期間のうち昭和 37 年 9 月から昭和 38 年 9 月までの国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、請求者は、請求者の夫についても、請求者と同様、昭和 40 年 \* 月頃から請求期間の国民年金保険料を納付し始めたとしているが、夫については、請求期間のうち昭和 37 年 9 月から昭和 42 年 3 月までの国民年金保険料は未納とされている上、納付済みとされている昭和 42 年 4 月から昭和 47 年 3 月までの国民年金保険料は、昭和 49 年 1 月から昭和 50 年 12 月までの間に実施されていた第 2 回特例納付を利用して納付されていることから、請求者と一緒に納付したとする請求者の主張と符合しない。

そのほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。